

## 第 16 回ズーム三水会記録

日時：2022年10月19日（水）16時～18時

報告者：石塚秀雄氏

テーマ：国連安保理について

司会：岡本好廣氏

参加者：16名



敬称略

- 1 段目 小寺隆三 野口幹夫 石塚秀雄 團野廣一
- 2 段目 小関栄 富沢賢治 岡本好廣 中村範子
- 3 段目 今尾和美 丸山茂樹 齋藤嘉璋 村澤澄子
- 4 段目 大多和巖 本城昇 鈴木岳 岩垂弘

概要：国連の成立に至る人類の歴史を概説され、国連の中心に安保理があること、その歴史的必然から今回のウクライナ問題のように機能不全を露呈することになったこと、国連には人道支援など重要な活動機関が存在するが、今回は問題を安保理に絞って説明された。

その解決のためには、国家の枠を無くした International Association のようなものに発展するのが理想だと解説された。

配布された報告レジメは本報告の末尾に添付

三水会 報告レジメ：石塚秀雄：2022/10/6 国連安保理について訂正版

質問と討議：

安保理が機能不全であるが、国連の人権活動などは評価すべきではないか。

国連の誕生の由来からも安保理が中心となっている。

敵国条項が残っているのは問題で、日本などはもっとその撤廃に外交努力をするべきではないか。

国家の枠を超えた連携機関の活発化が求められる。生協活動はその天でも国連でも高く評価されたそれが将来の発展の道を示している。

ウクライナや台湾問題で緊張が深刻になっている中で国連の存在が大きくなっているが、知っているようで知らなかった意味を教えてください、その驚きも含め、大変活発な議論が交わされた。

その詳細は次のビデオをご覧ください

ビデオ記録

<https://youtu.be/WvurgMZJbVk>

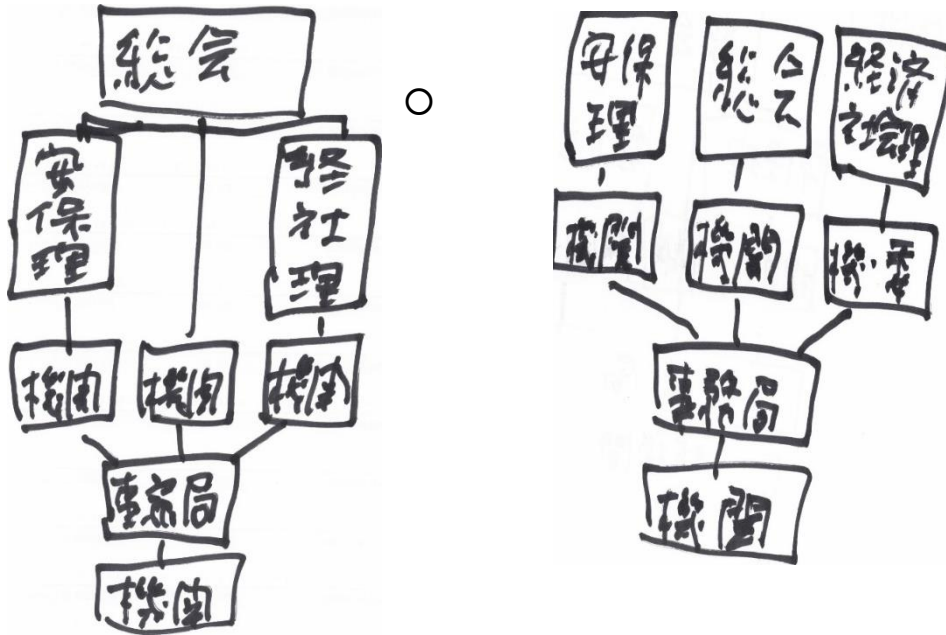
# 国連安保理について

## 目次

1. はじめに。国連安保理は今、機能不全であること
2. 前史 1. 国際法の歴史的誕生と不平等性
3. 前史 2. カントの永遠平和論(1795))
4. 前史 3. ハーグ協定(1899)と国際連盟の設立(1920-1946)
5. 国連について
6. 国連憲章条文について
7. 安保理における決議システム
8. むすび 国連はどうなる

図. 国連の決定権の構造

(総会・安全保障理事会・経済社会理事会)



## レジュメ本文

### 1. はじめに。国連安保理は今、機能不全であること

#### (1) 国連安全保障理事会 (2022) の構成

- 国連⇒193 カ国加盟。予算約 30 億ドル、
- 安保理 (15 カ国)
  - ・ 常任理事国 5 (Permanent Members) ⇒ 米国・イギリス・フランス・ロシア・中国
  - ・ 非常任理事国 10 (Non-Permanent Members) (任期 2 年) ⇒ ノルウェー、アイルランド、アルバニア、ブラジル、ガボン、ガーナ、ケニア、メキシコ、アラブ首長国連邦 (いずれも 2023 年までで任期終了)
- 安保理決定に加盟各国は従う義務がある (第 25 条)。(他の国連機関は勧告のみ)
- 国数が増えることは、主権国家が増えることであり、不可侵の領域が世界で増大し大国の支配力は減少する。従って大国とその他諸国との二重構造が作られる。

#### (2) きっかけとなったウクライナ戦争:

- 国連が機能不全となった理由⇒総会決議に拘束力および実行力はない。意見表明にすぎない。
- 総会非難決議⇒形式的で拘束力はない。そのようなものだから決議がなされたとも言える。ロシア非難決議の根拠とした条文⇒条文は一般論としてのあるべき論で解釈に幅ができる。また憲章は、そのような形でしか表現できない⇒法律ではなく憲章だから  
→安保理によるロシア非難決議とその根拠の不適切性→ウクライナの正義、ロシアの悪の図式の政治性→
- 根拠条文→第 2 条 (2) (4) (後述参照)

#### (3) 国連総会決議 (ロシア即時撤退決議、ウクライナ問題 2022. 3. 2) の意味

総数 193 カ国) → 賛成 141, 反対 5 (ロシア、ベラルーシ、シリア、エリトリア、北朝鮮、

棄権 35(アルジェリア、アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ、赤道ギニア、マダガスカル、マリ、モザンビーク、ナムビア、セネガル、南アフリカ、南スーダン、スーダン、ウガンダ、タンザニア、ジンバブエ、 //アルメニア、イラン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、 //中国、インド、モンゴル、ベトナム、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、 //ボリビア、キューバ、エルサルバドル、ニカラグア、

●世界(191 カ国)人口(2022) 80 億人。EU 5.1 億人、アメリカ 3.4 億人、中国 14 億人、インド 14 億人、ロシア 1.5 億人、日本 1.3 億人、アフリカ 21 億人、アジア 41 億人、ラテンアメリカ 6.4 億人。

■いわゆる「国際社会」⇒EU、アメリカ、日本、オーストラリア⇒計 10 億人/80 億人。

■国連のなすべきだったこと⇒和平協定の中立的調停役

## 2. 前史 1. 国際法の歴史的誕生と不平等性

(1) グロチウス H. Grotius(1625)「戦争と平和の法」(On the Law of War and Peace)

- ・戦争の制度化・正当化。
- ・オランダ(東インド会社 1602,)
- ・30 年戦争(ウエストファリア条約 1648)による国家化
- ・Gro. Art1. Disputes, Art2. Cicero styled war a contention by force. Right of War. Art.11. Law of Nature. Christian God.

Cicero, private friendships may be applying to public, war and enmity have ended in peace and reconciliation

Chap2. Lawfulness of War.

(2) ホッブス (Hobbes, 1651) Leviathan, Commonwealth)、自然法と社会状態、戦争と国家

- ・自然法とはなにか。正義の戦争、残虐行為緩和 (temperament)

・ Chapter13. {Nature has made men so equal in the faculties of body and mind.  
Difference between man and man is not considerable

・「人間の状態(自然法がなければ)は各人の各人に対する戦争状態」。(Without Common Power, is called war, as is of every man against every man.

「自然法 Lex Naturalis」は理性によって発見された戒律または一般法則である」 War, 平等→人間の本性は競争・不信・誇り(quarrel. Competition, diffidence, glory))

・戦争(暴力、なんでもあり)は正義→戦争による障害→戦争国王(Sovereign authority)。

・「共通の力が存在しないところに法はなく、法の無いところに不正義はない」

### (3) 帝国主義と植民地支配の歴史

- 1492年 コロンブス新大陸発見
- 1514 神聖ローマ帝国カール五世即位
- 1562 ユグノー戦争、
- 1602 オランダが東インド会社
- 1618 30年戦争(1648)
- 1776 アメリカ戦争、独立宣言
- 1789 フランス革命
- 1810 ラテンアメリカ諸国とスペインから独立
- 1848 ヨーロッパ2月革命
- 1860- 国民国家の成立(ドイツ、イタリア、日本、スペイン、アメリカなど)
- ・Nation Stateの成立
- ・アメリカの独立と1800年代初頭におけるラテンアメリカ諸国の独立(アルゼンチン1816, ブラジル1822, メキシコ1810, ペルー1821)と国際法による包摂。
- ・1800年代におけるアジア・アフリカに対する帝国主義的植民地化と独立国家となるこ

とによる国際法による包摂。

■「力による現状変更を許さない」という言説は、いわゆる欧米西側でしかない「国際社会」を保持したいという意味の現状維持的発想で、異なる宗教、異なる文化、政治体制のアフリカ、アジア、南米、中近東などの諸国からは同意が得られるものではない。

### 3. 前史 2. カントの永遠平和論(1795)

● Kant『永遠平和のために』Zum ewigen Frieden、「国家間の永遠平和にむけての」

#### ○暫定条項

- (1) 将来戦争になる事柄を秘密に抱えているのなら、平和条約ではない
- (2) いかなる独立国家も他国のものにならない。
- (3) 常備軍は早く完全廃止すべき。
- (4) 戦争国債を発行してはならない。
- (5) 他国家の体制統治に暴力的介入してはならない。
- (6) 戦争では将来的平和のために卑劣なことはしない。

#### ○「決定条項」

- (7) 国家体制は共和制であること。
- (8) 国際法 (Volkerrecht) は自由国家の連合主義 (Federalism) に基づくべきこと。
- (9) 世界市民法 (Weltbergerrecht) は普遍的なホスピタリティ (Hospitalitat) 諸条件内に限定されるべきこと。

#### ○追加事項

- (10) 永遠平和の保証について。
- (11) 永遠平和にむけての秘密条項。

#### 付録

- (12) 永遠平和の目的における道徳と政治の不一致について。

(13) 公法の先験的概念における政治と道徳の一致について。

(14) 共和制とは国民主権でなければ永遠平和は実現しないこと。カントはフランス革命に共感していた。

●カントの言う国際法は、現在の国際法(International law)とは違い、それ以前の世紀の諸国家間法(law of nations)である。

●連合主義フェデラリズムは19世紀ヨーロッパにおける強い社会政治思想であり、EU構想にもつながっている。

■自然法はカントにおいては先験的に置き換わっている。

#### 4. 前史 3. ハーグ条約と国際連盟の設立

##### (1)ハーグ条約

●オランダ、ハーグ Hague 平和会議(①1899, ②1907)、第一回→ロシアの提案。陸戦条約(戦争の条件→主権、just cause 大義、private citizen)、毒ガス、兵士の規定、戦闘のルール、捕虜のルール、これまでの慣習のルール化。全国家一致性。紛争裁判所設置するも機能せず。

Convention for the Pacific Settlement of International Disputes

Convention pour le règlement pacifique des conflits internationaux

Art. international differences

第二回→宣戦布告、戦争犯罪は民事責任のみ、各国法によること。



表 2. 第一次世界大戦の主要国推定死者数(単位:万人)

国名	戦死者数
イギリス	91
フランス	136—
アメリカ	12
ロシア	170
イタリア	65
ルーマニア	33
ドイツ	177
オーストリア・ハンガリ	28
—	
トルコ	33
ブルガリア	9

出所; 人間自然科学研究所

(2) 国際連盟 (League of Nations, ジュネーブ) (1920-1946)

●58 カ国 (米国不参加、ソ連、日本、イタリア、、スペインドイツは脱退)、常任理事国 5 (イギリス、イタリア、フランス、日本、ドイツ)、非常任理事国 11。決議は全会一致 (第 5 条、

The Covenant of the League of Nations, 1924, total 26article)

■国際連盟の解散と国連設立は第二次世界大戦の結果⇒加盟国数の飛躍的増加、

## 5. 国連について

表 2. 第二次世界大戦(日中戦争含む)の主要国推定死者数(単位:万人)

国名	戦死者数	民間死亡数	合計
イギリス	27	6	33
フランス	21	17	38
アメリカ	29	0	29
ソ連(ロシア)	1450	700	2150
中国	132	1000	1132
オランダ	1	24	25
ドイツ	285	230	515
イタリア	28	9	37
日本	230	80	310
オーストリア	38	5	43
ポーランド	85	578	663
ルーマニア	52	47	99
ユーゴスラビア	50	121	171

出所 人間自然科学研究所

●国連の特徴⇒①加盟国が4倍増したこと190(国際連盟54)、②安保理が国連の中核であること。③各種国際機関ができたこと。

●加盟国増大の意味

a. 旧植民地の国家化。b. 戦勝国は植民地を失った。一部過渡的信託統治など。したがって国連は多数の国家の参加により大国のイニシャチブは限定的にならざるを得なかった。

(2)国連一般機関の多数決制と安保理の全会一致制

大国と中小国はその支配力に格差が存在する。

●社会・文化においては「多数決制」、国連は社会・文化分野における活動に成果を上げている。それは多数の加盟国(発展途上国)の発展に貢献してきた。

②経済・戦争(平和)においては大国のイニシャチブを特権的に保持するための全会一致(その二重否定としての拒否権)方式の採用。すなわち、安保理の決議方式

## 6. 国連憲章について

(1)国連憲章の構成 全 111 条

・ 1945. 6. 26sanfrancisco 1968 改正。

●安保理、Security Council 関係

・ 第 1 章第 1 条(目的)国際平和の維持。①国際紛争 internacional dispute の平和的解決、正義の原則 principles of justice 国際法 international law, 、②平和維持、③経済社会発展。④国連が調和のセンターになる。

(2)第 4 章総会

第 11 条,

●第 12 条 安保理の決定の優先、総会は諮問機関

, 第 15 条 報告書受け取り

, 第 18 条, 採決三分の二。安保理の非常任理事国の選出。

(3)第 5 章「安保理」

第 23 条 構成 15 カ国、permanent5, non 10

第 24 条 機能と権限。Discharge of these duties, Chapter6, 7, 8, 12 章に基づく権限

第 25 条 加盟国は安保理の決定を受け入れること。

第 26 条 安保理は Military staff Committee(第 47 条)により軍事準備。

第 27 条 投票。2. 一般事項(手続き事項 procedural matters)は九票( )。

3 その他事項(2. 以外)は p5 を含めた九票。但し第 6 章及び第 52 条 3 項に基づく決定の場合は紛争当事国は投票できない (Chap6, & Article52.3 local dispute, arrangement by state, SC)

- ・ 第 6 章「紛争の平和的解決」33-38, disputes

第 33 条 安保理

第 34 条 安保理

第 36 条 安保理

第 37 条 安保理

- ・ 第 7 章「平和への脅威、侵略 aggression への対応」39-51,

第 39, 40, 41, 42, 43, 44, 35. 46. 47. 49, 50, 51

第 49 条 加盟国は安保理の決定を遂行する。Join affording assistance decided upon by SC.

- ・ 第 8 章「地域紛争への取り決め」52-54.、

第 9 章 10 章、以下「経済社会」55-72 条 第 11, 12, 13 章 信託統治、73-91 条,

第 14 章「国際司法裁判所」事務局、92-105 条, ほか

- ・ 分量的に半分以上が安保理にかかわる紛争処理の問題である

(4) ロシア非難決議の根拠となった国連憲章第 2 条 (2) (4) について

- ・ 第 2 条 (2) 「すべての加盟国は、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない」。

【第 2 条 (3) すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって、国際の平和および安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。】

- ・ 第 2 条 (4), 「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の

行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」

領土の統合性、国際関係以外でも国連に反する方法で武力を行使してはいけない。

Articl 2(4) All Members shall refrain I their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations

■ロシア非難決議→①第二条(2)(4)だけを根拠にしている穴抜け決議、②国連の中立性を損なうウクライナ支援ロシア非難決議、③調停役の放棄、

●第24条(1)「安保理は国際平和と安全の維持に主要な責任を負う。」

■決議の根拠とすべきは第27条「安保理評決」(3)

・「第6章[紛争の平和的解決]及び第52条3に基づく決定については、紛争当事国は、投票できない」

・第52条3「安保理は、関係国の発意に基づくものであるか、安保理の付託によるものであるかを問わず、前記の地域的取り決め、または地域的機関による地方的紛争の平和的解決の発達を奨励しなければならない」

Article 52(3). The Security Council shall encourage the development of pacific settlement of local disputes through such regional arrangements or by such regional agencies either of the initiative of the states concerned or by reference for the Security Council.

■第六章「紛争の平和的解決」Pacific settlement of Dispute 第33条「平和的解決」

#### (5) 常任理事国の特権化

●第11条「」

■総会は安保理に対して諮問しかできない。

●第 12 条「(紛争処理中に)総会は安保理に勧告してはならない」

●第 23 条【常任理事国の永久化】 ■やめさせる規定がない。

●第 25 条【安保理決定の加盟国にたいする拘束力】

▲第 27 条「安保理の決定は常任理事国の同意投票を含む」「ただし第 6 章(平和的解決の義務)及び第 52 条 3 に基づく決定については、紛争当事国は投票を棄権しなければならない」

●第 42 条「安保理の要請に基づく軍事的措置」

▲第 51 条「自衛権」

▲第 32 条「地域紛争の解決」、3. 安保理の平和的解決の努力

●第 108 条「改正」 ■憲章改正においては三分の二だが、安保理に関しては拒否権があるのでできないことになる。

■常任理事国特権化の意義

⇒特権化こそが安定化(現状維持化)である。戦後の東西二大ブロック化こそが不安定の中の安定であった。米ソの対立的安定性こそが現状維持であり、「戦勝国」体制は否定されてはならぬものである。したがって彼らの間では全員一致でなければ体制は維持できないのである。拒否権はその全員一致制を守るためのものであり、そうでなければ多数決で紛争戦争平和の問題が決められてしまうことであり、常任理事国の主権が否定されることになるのである。

(3) 生きている敵国条項生きている敵国条項

●敵国⇒日本、ドイツ、イタリア、フィンランド、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、(オーストリア)

●第 53 条 {敵国の侵略政策の再現に備える地域取扱} できる。「敵国とは第二次世界大戦における敵」

With exception of measures against any enemy state.

●第 77 条 1 信託統治ができるのは⇒第二次世界大戦で敵国から分離された地域」

●第 107 条「敵国に関する行動がとれること」

■国連の一般的活動には支障はない。しかし、戦争・紛争状態のときには、常任理事国は対抗的軍事的措置が一方的にとれる。例えば、日本の軍事的兆候に対して中国は国連の決議なしに、独自に攻撃する正当性を持つ。

#### (4) 戦争犯罪という新概念の導入

●東京裁判・ニュルンベルク裁判(1946)→軍事裁判⇒戦争犯罪⇒人道に対する罪、残虐行為に対する罪。A 級戦犯、

● B 級戦犯、日本

■ 戦争を開始した罪(負けた罪)は問われない。

#### (5) 根拠法⇒ 国際人道法 International Humanitarian law (IHL)、

戦争法 Laws of War

●ジュネーブ条約 Geneva Convention

(1864) 赤十字条約(傷病者取扱), 赤十字設立。第 1 インターナショナル設立。

南北戦争(-1865)、(クリミア戦争-1856)

(1906) 赤十字条約(傷病者取扱) 日露戦争、ロシア革命、帝国主義的戦争、

(1929) 赤十字条約(傷病者取扱、捕虜取扱) 第一次世界大戦、

(1949) ジュネーブ条約 (市民保護) 第二次世界大戦、ナチズム、ファシズム、

#### (6) 国連の紛争介入の事例、コソボ紛争

・旧ユーゴは 7 共和国、2 自治州(コソボ、)、チトーの死後 5 カ国に分裂。5 民族、3 宗教。

・1989 年、セルビア共和国のミロセビッチがコソボ自治州(90%t がアルバニア系住民)の自

## 治権を剥奪

1997年セルビア軍(ユーゴ)とコソボ共和国(自称)軍(KLA)との衝突激化。コソボからアルバニア系住民(イスラム)約80万人が近隣諸国に難民移動。(1990)。ユーゴ軍コソボ軍を攻撃、「虐殺」。

1998年、国連安保理決議1199「国連憲章第七章に基づき「あらゆる勢力、グループ、個人、敵対行為を即時停止し、コソボにおける停戦を維持する」

欧州安全保障協力機構(OSCE)による停戦監視団、NATO軍の護衛。1999.3. NATO軍がユーゴを爆撃、三ヶ月。あまり効果なし。ユーゴ、コソボ住民を追放(難民化)国連UNHCR, 緒方貞子さん。コソボにおける少数民族セルビア系、ジプシー(ローマ)への迫害。

アメリカ軍、NATO軍の人道援助と軍事援助の混在。

国連保護軍(UNPROFOR)人道的支援。

「民族紛争の状況下で人道事業を実施するには、戦争犠牲者の保護・救済の目的と、そのためにとられる手段の許容限度と適切性を常に精査することが求められた」(緒方貞子『紛争と難民』, 2006年)

●ミロセビッチ→新ユーゴの大統領、セルビア民族主義。ハーグの国際刑事裁判所(ICC)で、民族浄化などの人道の罪で戦争犯罪人として裁かれるが、判決が出る前に病死(2006)したとされる。

■結局 ICCは論理矛盾となり、判決を出すことはできなかった。同じ「犯罪」ならばNATO軍のコソボ空爆も同様であるし、英米軍のアフガニスタン侵攻も同罪であるが、いずれもICCにかけられることはなかった。

■ウクライナ戦争でプーチンが戦争犯罪人としてICCの被告になることは手続き的に困難。米、ロシア、中国はICC条約加盟していない。



## 7. 安保理における決議システム

### (1) ■紛争条文は玉虫色であること、あるいは矛盾のあること

#### ●戦争に関する多数決と全員一致の問題

#### ■ 拒否権の機能不全の必然性

表 3. 安保理における全会一致数と拒否権行使数

年代	全会 一致	拒否 権行 使数	ロシ ア	アメ リカ	イギ リス	フラ ンス	中国
1945-1949	5	36	36	0	0	0	0
1950-1959	7	21	19	0	2	2	0
1960-1969	5	9	9	0	0	0	0
1970-1979	3	18	5	15	13	7	0
1980-1089	15	37	3	23	10	6	0
1990-1999	0	6	0	3	0	1	2
2000-2009	0	7	2	5	0	0	2
2010-2019	0	11	11	0	0	0	3
2020-2022	0	4	3	1	0	0	2
合計	35	149	88	47	25	16	9

出所: UN Security Council Meetings & Outcomes Tables により石塚作成

注 1: 拒否権行使数と各国拒否権行使数の合計が合わない場合は、一つの決議に単独の国による場合と複数国が拒否権を行使した場合があるためである。その場合、主として米・英・仏の組み合わせと露・中の組み合わせに分かれる。ただし中国は 1971 年から台湾から中国に入れ替わった。

注 2. 全会一致とは常任理事国 5、非常任理事国 10 の合計 14 である。

注 3. 拒否権は常任理事国 5 カ国のみが行使できる。

注 4. 決議案件は毎年数十あり、その多くは理事国全体による多数決が適用される。

(2) 常任理事 5 カ国の理由→①第二次世界大戦(太平洋戦争含む)の主たる戦勝国である。戦争における死者数は次の通りである。ソ連ロシアと中国の犠牲者数は膨大である。死者の数を見るならば、それぞれの国がどのように戦ったが分かる。②戦勝国であるということは国際政治におけるイニシャチブを取っていたということである。

(3) 安保理が国連の中核であること

国際社会は紛争の歴史でもある。国際的紛争および戦争の当事者は大国である。したがって、主権を持つ国家こととしてのその主権を行使しなければならない。そのためには特権的地位が必要である。特権的地位あるいは大国は少数しかないので、特権グループを形成する(たとえ対立しているにしても、対立はなんらかの形で解決解消されて「平和」状態が到来し、またそこで対立矛盾が発生するというメカニズムがある)。

(4) 安保理に常任理事国があること

a. 現在の安保理の構成は常任理事国 permanent member of council 5 と非常任理事国 non-permanent member 10 である。非常任理事国は五大陸から各二国選ばれる。non-permanent は任期 2 年となっている。国連加盟国の 1 割に満たないこの 15 カ国で安全保障のイニシャチブを取るという方式である。

(5) 常任理事国をやめさせることはできない。⇒Permanent は永久ということであり、それは拒否権を特権として付与されることによって、自らやめる以外やめさせることはできない。すなわちやめさせようとするようなし重要決議案に対して拒否権を行使できるからであ

る。

#### (5) 多数決制と全会一致性、拒否権 veto のメカニズム

多数決制は、安保理以外の国連機関の決議の方式である。民主的方式であり、少数派(反対派)の主張(権利)が別の機会において多数派になることが排除されていないし、また多数派が少数派の存在を組み込むことが前提となっている。すなわち、少数派の存在そのものが前提となっており、その存在を否定されるものではない。国際社会はあるものとして存在している。

#### (6). 全会一致制について

● 決議に構成員全体の賛成が必要である場合とはどんな場合であろうか。①全員の同意がないとその枠組みそのものが成立しなくなる場合である。②ではその枠組みとはなんであろうか。調和的世界秩序である。Pax United Nations> ③すなわち、戦争紛争は国同士の存立を賭けたトラブルであるために、その重要な局面に関する決議においては多数決で決定することはできないのである。戦争の勝ち負けを多数決で決めることはできない。(すなわち非難決議をしても戦争当事者に対しては実効性がない。)

●全会一致制の条件としては①構成員が少ないこと。安保理 15 力国。②ただし安保理のほとんどの議案は多数決によって決められる。重要議題と思われるものに全会一致が採用される。②枠組みそのものが壊れないこと。③反対表明はなくなること。すなわち団結が強化されること。

④多数決でないこと。反対派(少数派)の存在を議決の中に内包しないこと。対立そのものを予定しないこと。

#### (7) 拒否権について

- ① 拒否権の意義⇒多数決を採用しないこと。すなわち、少数決、というより単独決であること。②議題そのものを無効にすることで、なんらかの決議を行うものではない。
- ① 全会一致制度の逆もまた真なり、である⇒多数決制には反対投票があり、拒否権は意思表示として賛成の内に内包されるものであり、次の機会に少数派が多数派に転換する可能性がある。民主主義は入れ替え可能性を前提としている。
- ② 全会一致は完全民主主義とも言えるが、全会一致でなければ枠組みそのものが崩壊してしまうからである。
- ③ 拒否権の意味は a. 非民主主義である。B. 全会一致でなければならない決議案そのものを無効化することによって、枠組みの解体を回避すること。c. 多数決で決めるべきでない議題を棚上げにすること。C. 結局、常任理事国自身の利益を守ること。

#### (8) 常任理事国の拒否権の廃止について

- ① 廃止は不可能である。拒否権を発動するからである。
- ② 拒否権は安全弁である。国際的調和(ある政治状況の現状維持)を保持するため(力による現状を変更してはならないという言説)。
- ③ 全会一致制度を補完するものである。
- ④ 1980年代 1990年代においては米国の拒否権発動が最多である。⇒米国が国際秩序をくずしていることを示す。

表 国連の決議のあり方

議題投票	全会一致決	拒否権(単 独 否決)	多数決	多数否決
A	D=N	$D < 5$	$d > n/2$	$E < n/2$
$\bar{A}$	0	$E < n-5$	$e < n/2$	$d > n/2$
棄権	-	-	-	
決議結果	A	Null	$A > \bar{A}$	$\bar{A} > A$
	絶対	絶対	相対	相対
	安 保 理 重 要 議 題、 最 高 議 決 機 関	安 保 理 重 要 議 題 否 決、 最 高 議 決 機 関	安 保 理 一 般 議 題、 安 保 理 以 外 ( 総 会 そ の 他 )	左に同じ

石塚作成 注：棄権はゼロと簡略化。常任理事国5ヵ国。

### (9) 安保理の役割の低下

①1980年代以降、安保理での全会一致の決議はゼロである。このことは、全会一致で決められなくなった⇒常任理事国の役割の低下を示すものであり、マフィア的な結束ができなくなった⇒国際政治秩序が不安定化していること⇒国際社会(旧西側、欧米)と旧東側(ロシア、中国など)の対立激化(新冷戦・熱戦?)。

### (10) 安保理常任理事国を増やすことの是非

- ①その決議は常任理事国の拒否権により排除される。既得権の希釈を望まない。
- ②必要性はない⇒現状維持を目指すならばという前提で。安保理は決定の場である。

### (11) 安保理の必要性について

- ① 常任理事国間の協調で成立している。それが無くなれば必要性はなくなる。
- ② 協調とは中立中和ということである。バイデンのように民主と専制の対立という図式を安保理の中で顕在化させるならば、安保理の自己否定である。⇒国際秩序の枠組みを壊す物である。
- ④ このままいけば安保理の役割とるは終焉を迎える⇒国連の機能の最重要機関が不要になる⇒すなわち、欧米中心の *pax americana* , *pax eurpea* は消滅する。
- ⑤ . 安保理の改革の困難
- ⑥ ● 常任理事国の敵対的不統一⇒■安保理常任理事増員はできない。
- ⑦ ■ 国権憲章の紛争条項は変更不可能なこと。
- ⑧ ■ いわゆる「拒否権」あるいは「全員一致方式」は変更不可能なこと。

## 8. むすび。国連はどうなる

### 最近の議論について

- (ア) 「力による現状変更を許さない」とは。
- (イ) 「国際秩序に対する挑戦」とは。
- (ウ) 「法の支配」とは。
- (エ) 「国連憲章の理念と原則」とは。

(1) 欧米中心主義(パックス・アメリカーナ)の没落と新しい国際社会の出現

(2) 国際法のオルタナティブとは

(3) 国連を止揚した新しい第三段階の世界的連合 {International Nations Association} の可能性について

(4) 国連の役割の終焉

① 国連は中立であることによって、調停者の役割を実行できる。しかるにロシアウクライ

ナ問題において、中立の立場を破ったことは、自己否定につながる。

- ② 国連は解体する。安保理が国連の本質だからである。
- ③ 新しい国際機関が作られる可能性は。安保理を解体あるいは改変して、その他経済社会理事会の機能を維持できるか。
- ④ 新しい国際機関は、中小国による多数決制を基本とする。(財政的に可能かどうか)
- ⑤ その場合、安保理に類似した機関は諮問機関であり、国連軍というものは存在しない。  
(そうした場合国際社会の政治地図はどうなるのか)
- ⑥ 国際紛争の解決において国連の武力介入はなくなり、和平調停者および人道支援のみとなる。
- ⑦ カントの理想が復活するか。

